



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 協会健保 被扶養者資格の再確認

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. H28年度税制改正

消費税 高額特定資産を取得した場合の中小企業者に対する特例措置の適用関係の見直し

### NEWS1. 協会健保 被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者について、毎年、被扶養者に該当しているかの確認を行っています。適用外の被扶養者により、保険料が増加するなどの弊害防止のための確認です。

確認の対象者は、平成28年4月1日において18歳未満の方、平成28年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方及び任意継続被保険者の被扶養者を除く全被扶養者です。

実施方法は、協会けんぽから送付されてくる被扶養者状況リストに従い、扶養要件を満たしているかについて、各被保険者に対して行われます。要件を満たしていない場合、状況リストと同封されてくる被扶養者調査兼異動届を作成し、該当被扶養者の保険証を添付し8月1日までに返送することになります。

昨年行われた被扶養者資格の再確認により、被扶養者から削除となった者は約7.3万人(平成27年10月末現在)で、31.5億円程度の削減効果がありました。削除となった主な理由としては、「就職したが削除する届出を日本年金機構へ提出していなかった」というものが殆どであり、二重加入による削除の届出漏れ、収入超過によるものも見受けられました。

4月に子供が就職等で、被扶養者から外れることがあります。この機会に被扶養者の要件を確認しておきましょう。

<参考リンク>

■健康保険の被扶養者の範囲や収入条件

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyosho-hiho/hihokensha1/20141204-01.html>

■協会けんぽ事業主・加入者のみなさまへ「被扶養者資格の再確認について(平成28年度の実施)」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat590/20160325>

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 社長！すべての利益を社員教育に使いなさい 大西雅之

日本最大規模のインドア(屋内)型テニススクールである、「ノアインドアステージ」。右肩上がり成長を続ける秘密は、利益を惜しみなく社員教育に投資したことにありました。中小企業には「良い人材」はなかなか集まりません。ですが、惜しみない社員教育を行うことで、**今いる社員たちをベストメンバーにすることができます。**本書では、ノアインドアステージが取り組んでいる、数々の社員教育の施策を、その実行ポイントとともに、余すところなく紹介。業界問わず、**強い会社づくりのヒント**が満載です。社長は、目先の利益にとらわれてはいけません。「5年先、10年先を見据えて、社員教育にお金をつぎ込むべき」です。なぜなら、社員教育にお金をかけることは、社員にとっても、会社にとっても最高の投資だからです。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480  
0563-57-7850



**NEWS3. (税務)**

**Question**

現在、消費税の課税事業者である法人ですが、前期の課税売上が1,000万円以下でしたので翌期が免税事業者になる予定です。当期の期中で気を付けた方がよいことはありますか？

**Answer**

平成28年度税制改正により当期中に高額の資産等を取得してしまうと翌期が免税事業者ではなく、課税事業者になってしまう可能性がありますので、注意が必要です。



**【解説】**

**○高額特定資産を取得した場合の中小企業者に対する特例措置の適用関係の見直し**

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入等を行った場合、又は自ら資産の建設等をした場合には、一定の課税期間において事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用できなくなります。改正内容は以下のとおりです。

**【規制の対象となる取引】**

- ①原則課税期間中における、国内における高額特定資産の課税仕入  
又は高額特定資産の保税地域からの引き取り(以下「**高額特定資産の仕入等**」という)
- ②原則課税期間中において、**自ら資産の建設等をした場合**(以下「**自己建設高額特定資産**」という)

**高額特定資産**:一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産

**【規制の対象となる課税期間】**

①の場合

⇒「当該高額特定資産の仕入等の日の属する課税期間」から  
「当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間」まで

前期	当期	翌期	翌々期	翌々期以後→
課税事業者 課税売上高 1,000万円以下	課税事業者 課税売上高 1,000万円以下	課税事業者	課税事業者	
↑ <b>高額特定資産の取得</b>		← 事業者免税点制度の適用制限期間 →		基準期間又は特定期間の課税売上高で納税義務を判定
		← 簡易課税制度の適用制限期間 →		

②の場合

⇒「建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間」から  
「当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間」まで

前期	当期	翌期	翌々期	翌々期以後→
課税事業者 課税売上高 1,000万円以下	課税事業者 課税売上高 1,000万円以下	課税事業者	課税事業者	課税事業者
↑ <b>建設等に要した費用の累計額が1,000万円以上</b>		↑ <b>自己建設高額特定資産の建設等が完了した日</b>		
		← 事業者免税点制度の適用制限期間 →		
		← 簡易課税制度の適用制限期間 →		

**【適用開始時期】**

平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入等を行った場合に適用されます。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入等を行った場合には、上記規定は適用されません。

**参考資料等**

国税庁「消費税法改正のお知らせ」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850